

○愛南町御荘夢創造館条例

平成20年3月28日条例第16号

改正

平成22年3月19日条例第4号

愛南町御荘夢創造館条例

愛南町児童館条例（平成16年愛南町条例第115号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定に基づき、児童の健全な育成を図るため、児童館を設置する。

（名称及び位置）

第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- （1） 名称 愛南町御荘夢創造館
- （2） 位置 愛南町御荘平城1911番地

（事業）

第3条 愛南町御荘夢創造館（以下「夢創造館」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- （1） 児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにする事業
- （2） 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事業

（施設）

第4条 夢創造館は、次に掲げる施設及び附属する設備をもって構成する。

- （1） 多目的ホール
- （2） 児童劇場
- （3） オルゴール室
- （4） 遊戯室
- （5） 自由創作室
- （6） 指導員室
- （7） 研修室
- （8） 図書室
- （9） 資料室
- （10） プロムナード広場
- （11） その他の施設

(利用時間)

第5条 夢創造館の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要があると認めるときは、同項に規定する利用時間を変更することができる。

(休館日)

第6条 夢創造館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 火曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要があると認めるときは、同項に規定する休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(利用期間)

第7条 夢創造館を引き続いて利用できる期間は、3日とする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用の許可)

第8条 夢創造館を利用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 町長は、前項の許可をする場合において、夢創造館の管理運営上必要があると認めるときは、その利用について条件を付することができる。

(利用の許可の基準)

第9条 町長は、前条第1項の許可を受けようとする者の利用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、夢創造館の利用の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為（同条第1号に掲げる暴力的不法行為をいう。）を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、夢創造館の管理上支障があるとき。

(特別設備の設置等の許可)

第10条 第8条第1項の規定による許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、夢創造館の利

用に当たって特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入しようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

2 第8条第2項の規定は、前項の許可について準用する。

(利用の制限)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、若しくは許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
- (2) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は町長の指示した事項に違反したとき。
- (3) 利用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。
- (4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。
- (5) 公益上必要があると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、夢創造館の管理上特に必要と認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、若しくは許可を取り消し、又は利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、町は、その賠償の責めを負わないものとする。ただし、同項第6号の規定に該当する場合は、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第12条 利用者は、夢創造館の利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用料)

第13条 夢創造館の使用料は、無料とする。

(指定管理者による管理)

第14条 夢創造館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて町が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により夢創造館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条から第7条までの規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を得て、夢創造館の利用時間を変更し、休館日を変更し、若しくは別に定め、又は利用期間を変更することができる。

3 第1項の規定により夢創造館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第8条、第9条、第10条第1項及び第11条第1項中「町長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「町」とあるのは「町及び指定管理者」と、第13条中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとす

る。

4 第1項の規定により夢創造館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が夢創造館の管理を行うこととされた期間前にされた第8条第1項の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定により夢創造館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が夢創造館の管理を行うこととされた期間前に第8条第1項の許可を受けている者は、当該指定管理者の利用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者が行う業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 夢創造館の利用の許可に関する業務
- (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、夢創造館の運営に関する事務のうち、町長のみの権限に属する事務を除く業務

(原状回復義務)

第16条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りでない。

2 利用者は、その利用が終わったとき、又は第11条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、その利用した施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第17条 指定管理者又は利用者は、故意又は過失により施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を町に賠償しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(愛南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 愛南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年愛南町条例第44号）の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

附 則（平成22年3月19日条例第4号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。